

# 国民健康保険

## ～令和元年度保険税率の改定について～

### 令和元年度保険税率

国民健康保険制度の改正により、平成30年度から北海道が財政運営の主体となる新しい国保制度が始まっており、保険税は国民健康保険運営のための納付金として北海道へ納めるための財源となっています。

保険税率改定にあたっては、北海道が示す標準保険税率を参考にしながら決定しますが、医療費高騰に備えた月形町の積立金が多額となってきたため、その一部を取り崩すことにより、医療給付費分に係る均等割および平等割を引き下げることにしました。

### 【保険税率】

区分	課税標準	医療給付費分		後期高齢者支援金分※1		介護納付金分※2	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
所得割	加入者の所得	5.90%	変更なし	2.00%	変更なし	1.40%	変更なし
均等割	加入者1人当たり	32,000円	29,000円	10,000円	変更なし	12,000円	変更なし
平等割	加入者1世帯当たり	24,000円	21,000円	8,000円	変更なし	7,000円	変更なし
課税限度額		580,000円	610,000円	190,000円	変更なし	160,000円	変更なし

※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する方がいる場合、世帯構成によって軽減措置があります

※2 介護納付金分は、40歳から64歳の方が属する世帯が対象となります

### 保険税の軽減

前年の所得が一定以下に該当する世帯は、均等割額、平等割額が次のとおり軽減されます。

※世帯の中に住民税の申告をされていない方がいる場合は、軽減を受けることができませんのでご注意ください

軽減割合※3	軽減判定基準 ※4・5	軽減される額			
		区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
7割軽減	世帯全員の前年の所得が33万円以下の世帯	均等割	20,300円	7,000円	8,400円
		平等割	14,700円	5,600円	4,900円
5割軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 33万円+28万円×加入者数	均等割	14,500円	5,000円	6,000円
		平等割	10,500円	4,000円	3,500円
2割軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 33万円+51万円×加入者数	均等割	5,800円	2,000円	2,400円
		平等割	4,200円	1,600円	1,400円

※3 上の保険税率の注釈※1が適用される場合は、軽減される額が異なります

※4 「軽減判定基準」の所得には国民健康保険に加入されていない世帯主（擬制世帯主）の所得も含まれます

※5 「軽減判定基準」の加入者数には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方を含めます

問合せ先 ●制度全般について  
住民課戸籍保険係 ☎ 53・2323 Eメール [kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp](mailto:kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp)  
●保険税について  
住民課税務係 ☎ 53・2323 Eメール [zeimu@town.tsukigata.hokkaido.jp](mailto:zeimu@town.tsukigata.hokkaido.jp)

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

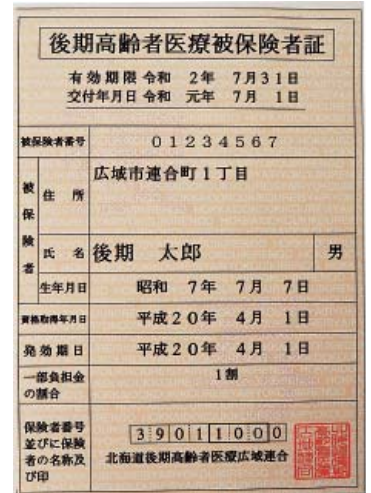
### 保険証が新しくなります（桃色→橙色）

現在ご使用の桃色の保険証の有効期限が令和元年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、橙色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和2年7月31日です
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課戸籍保険係までお申し出ください

新しい保険証は橙色です



### 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります（水色→黄緑色）

現在ご使用の水色の減額認定証の有効期限が令和元年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課戸籍保険係へ申請してください。

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)</li> <li>○老齢福祉年金を受給されている方</li> </ul>

新しい減額認定証は黄緑色です



### 限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（水色→黄緑色）

現在ご使用の水色の限度証の有効期限が令和元年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課戸籍保険係へ申請してください。

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい限度証は黄緑色です



### 医療費通知を全受診者へ送付しています

北海道後期高齢者医療広域連合では被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。

発送月は、9月下旬と3月初旬の年2回です。



## ～保険料軽減特例などの見直しについて～

### ■ 均等割の軽減割合が見直しされました

- 保険料均等割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円かつ被保険者全員が所得0円 ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	9割軽減

【令和元年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円かつ被保険者全員が所得0円 ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減

### ■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円＋（27万5千円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円＋（50万円×世帯の被保険者数）	2割軽減

【令和元年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円＋（28万円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円＋（51万円×世帯の被保険者数）	2割軽減

### ■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減が見直しされました

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減の期間が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減 ※所得の状況により、均等割の軽減割合が9割または8.5割に該当することがあります。

【令和元年度から】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	制度加入から2年を経過していない期間のみ 5割軽減 ※所得の状況により、均等割の軽減割合が8割または8.5割に該当することがあります。

### ◆ 令和元年度の保険料の計算方法

- 保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。

<b>均等割</b> 【1人当たりの額】 50,205円	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 （平成30年中の所得－33万円）×10.59%	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額62万円】 （100円未満切り捨て）
------------------------------------	---	---	---	---

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

問合せ先

住民課戸籍保険係  
☎ IP53・2323

北海道後期高齢者医療広域連合  
☎ 011・290・5601